## ○厚生労働省告示第三百五号

五. 号) 医 . 薬 第 品 兀 + 医 療 九 条 機 器 第 等 項  $\mathcal{O}$ 品  $\mathcal{O}$ 規 質 定 に 有 基 効 性 づ き、 及 び 安全 医 薬 性 品 0 確保 医 療 等 機 器 に 関 等 する  $\mathcal{O}$ 品 法律 質、 有 昭 効 性 和 三十 及 び 安 五 全 年 法 性  $\mathcal{O}$ 律 第 確 保 百 等 兀 に +

平成三十年八月二十一日

告示

第二十四号)

 $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

表

 $\mathcal{O}$ 

ように改

正す

る。

関

はする法

律

第

匹

+

九

条

第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

基

づ

き厚

生

労

働

大

臣

 $\mathcal{O}$ 

指

定

す

る

医

薬

品

伞

成

+

七

年

厚

生

労

働

省

厚生労働大臣 加藤 勝信

九 (略) (略) (地) (略) (本)		略)	一~七 (略)	のを除く。)	れている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないも	次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とさ	改正後
九 (1051) (略) (略)	(新設) (略)	八(略)	一~七 (略)	のを除く。)	れている医薬品であって、人の身体に直	- 次に掲げる医薬品(専ら疾病の診断に使用されることが目的とさ	改正前

(傍線部分は改正部分)